

奈良県告示第二百七十八号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律
第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和二年十一月十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

事業名	確定年月日	地区名	事業年度	完了年月日
基幹水利施設ス トックマネジメ ント事業	平成二十三年九 月二十一日	倉橋地区	平成二十三年度 から令和元年度 まで	令和二年三 月三十一日